

第 1 回
旧町時代における
未処理金調査特別委員会

平成 3 0 年 3 月 2 0 日

葛 城 市 議 会

開 会 午前9時30分

下村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開会いたします。

雨天のところ、皆さん方、毎日の委員会がございまして大変お忙しい中、きょうも足を運んでいただきまして、本当にありがとうございます。重要なこの百条委員会でございますので、皆さん方の貴重なご意見を拝聴しながら進めていきたいと思っておりますので、どうか最後までよろしくお願い申し上げます。

また、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてから発言されるようお願いいたします。

それと、委員外議員の方の紹介をいたします。松林議員、川村議員、梨本議員、奥本議員の4名です。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）旧町時代における未処理金調査特別委員会の運営についてを議題といたします。

まず、本日は第1回目の委員会の開催ということでございますので、本委員会の運営方法について決めていただきたいと思います。それでは、3月1日に開催をいたしました協議会での協議結果を事務局にまとめてもらっておりますので、事務局にその内容説明を求めます。

吉田課長。

吉田書記 議会事務局、吉田です。運営方法案について、読み上げて説明をさせていただきます。

旧町時代における未処理金調査特別委員会の運営について（案）。1 本委員会の調査趣旨。平成16年10月1日に新庄町と當麻町の2町の新設合併により葛城市が誕生したが、旧新庄町時代に何らかの方法によって積み上げられた非公式に存在するお金があり、関係者で引き継がれ、現在まで通帳を保管していることが明らかになった。この未処理金を今後適正に処理し、再発を防止するため、発生の原因と経緯、現在までの管理状態について地方自治法第100条の規定により調査を行う。

2 本委員会の調査項目。（1）旧町時代における未処理金の発生経緯に関する事項、（2）旧町時代における未処理金の現在までの管理実態に関する事項、（3）旧町時代における未処理金の今後の適正な処理に関する事項。

3 本委員会の開催について。（1）開催日の決定について。前回の委員会録が調製できから、次の委員会を開催することとする。ただし、前回の委員会での発言内容を確認する必要がないときは、この限りではない。（2）委員会開催前に協議会を開催することについて。提出資料、質問事項の協議を行う。委員会の進行の中で行われる質問は委員長が調整する。共通事項については委員長が代表して質問するものとし、各委員に配付する。

4 開催場所について。5階本会議場または第1委員会室にて開催する。

5 説明員、参考人及び証人の出席要求について。委員会への説明員、参考人及び証人の出席要求については、事前の協議会において、出席を求める上で必要な事項（出席を求める

者の氏名等)を協議し、委員会において決定する。

6 提出を求める資料について。提出を求める資料については、協議会で諮り委員会で決定する。提出された資料は、議会事務局で保管し施錠する。

7 会議の進め方について。(1)開始時刻、会議の時間配分について、通常の委員会の例によるものとする。(2)質疑方法について、一問一答方式とする。(3)証人尋問について。証人尋問は委員会開催前の協議会で決定する。委員1人当たりの質問時間は決めないが、内容によっては委員長が調整することもある。質問回数については、制限を設けない。証人に対する尋問時間は決めない。証人に対する尋問に際し留意することについて。これについては、証人に対する尋問は、地方自治法第100条第2項の規定に基づき、民事訴訟規則第115条を準用する。

民事訴訟規則第115条につきましては、1項、質問は、できる限り、個別的かつ具体的にしなければならない。2項、当事者は、次に掲げる事項を質問してはならない。ただし、第2号から第6号までに掲げる質問については、正当な理由がある場合は、この限りではない。1号、証人を侮辱し、または困惑させる質問、2号、誘導質問、3号、既にした質問と重複する質問、4号、争点に関係のない質問、5号、意見の陳述を求める質問、6号、証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める質問。3項、裁判長は、質問が前項の規定に違反するものであると認めるときは、申し立てによりまたは職権でこれを制限できると規定されています。

(4)委員会の記録について。記録の方法については、通常の委員会の例によるものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、速記者による記録とする。署名委員については、委員会の例により委員長とする。事前の協議会の会議録調製については事務局職員による要点筆記とする。

(5)傍聴の取扱いについて。傍聴については、通常の特別委員会の例によるものとする。傍聴については、委員長において必要と認めるときは傍聴人員を制限することとし、一般傍聴の定員については、会議当日の報道関係の傍聴数に応じて決定することとする。一般傍聴について、会議当日に決定した定員を超える傍聴申し出があった場合は、会議開催時刻の15分前に抽せんを行うこととする。報道関係の傍聴については、1社当たり3名以内とする。会議については公開を原則とするが、報道関係者による参考人及び証人の撮影については、参考人及び証人に配慮することとする。

(6)インターネット中継について。インターネット中継については、通常の特別委員会の例によるものとするが、参考人及び証人に公平に配慮することとする。

(7)第2委員会室モニターでの視聴について。第2委員会室モニターでの視聴については、通常の特別委員会の例によるものとするが、参考人及び証人に公平に配慮することとする。

(8)報道関係の情報対応について。報道関係の情報提供は議長・正副委員長の対応とし、委員会の開催日程など必要に応じて記者発表する。

(9)その他について。委員外議員の発言については、通常の委員会の例による。委員会

の開催日時については、市内定時放送や市のホームページに掲載して市民に周知する。傍聴人への資料の配付については、正副委員長の協議の上決定する。

その他、委員会の運営上必要となる事項が発生したときは協議会で諮る。

以上でございます。

下村委員長 ただいま報告願いましたが、この件について質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村始委員 1つ、今のレジュメにつきまして質問なんです、2ページの一番下、事前の協議会の会議録調製についてという、この調製の意味を具体的に教えていただけたらと思います。

下村委員長 局長。

中井事務局長 議会事務局局長、中井でございます。この調製という意味につきましては、通常の委員会と同じように会議録をつくるということでございます。

吉村始委員 結構です。ありがとうございます。

下村委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 前回の協議会でもいろいろと議論ございましたけども、確認させていただきます。まず、3番目の本委員会の開催についての(1)のところでございます。前回の委員会会議録が調製できてからというふうに記載をされております。おおむね調製するに必要な時間が日数にしてどのぐらいになるのか。

2点目でございます。7の(7)、3ページ目でございますけれども、第2委員会室モニターでの視聴については、通常の特別委員会の例によるものとするが、参考人及び証人に公平に配慮する。公平に配慮するというのをもう少し具体的にご説明いただきたいと思います。

下村委員長 局長。

中井事務局長 事務局の中井でございます。今の調製の時間でございます。大体1週間程度で粗々の原稿が出てくるかと想定しております。それと公平の考え方でございます。参考人及び証人につきましては、証人が余り負担とならないようなことに配慮するという意味でございます。

下村委員長 よろしいでしょうか。

増田委員 はい。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 これはちょっと意見ということになりますけれども、1の本委員会の調査趣旨というところに書いてあるところでありまして、調査趣旨の本文の上から5段目のところ。発生の原因と経緯、現在までの管理実態について地方自治法第100条の規定により調査を行うと。これについては、この旧町時代における未処理金調査特別委員会、本会議で調査権限を付与するということを議決したときに、調査権限として地方自治法の第98条第1項を含むということで決議しているわけでありまして、第100条だけでここを書くのは不適切かと思いますので、第98条も入れてということを書き入れていただきたい。これはなぜかと

いうと、旧町時代における未処理金調査特別委員会についてこの間いろいろ議論してきたわけでありすけれども、言ってみれば監査請求権、監査をきちっとする権限を持つというのが第98条の項目であります。第100条というのは、証人を呼んで、そしてきちっと証言させるというのが第100条の権限なわけですから、証言だけでは不十分だということを私たちは言ってきました。つまり、第98条の監査請求権によって、例えば旧町時代のさまざまな文書、もし残っているとすれば、これをきちっと洗い直さない限り証言だけでは大変不十分になるので、したがって監査請求権をつけるということで第98条という議論をやってきましたから、これについては議会の議決になっておるわけでありすから、ちゃんとここを入れていただいて、本当にこの旧町時代における未処理金調査特別委員会が実りあるものにするためには、当然文書も洗い直していかなければならないと思います。ですから、そういう意味では、本会議の議決された文書に従って調査権限、読んでみますとこう書いてあるんです。今議会は1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を旧町時代における未処理金調査特別委員会に委任すると、ちゃんとこれで議決しておるわけですから、これは前文のところにちゃんと書いていただきたい。やっぱり今後の旧町時代における未処理金調査特別委員会において単なる証言に基づいてだけ行っていくのはふさわしくないと思いますので、この点について前文のところできちっと書き入れていただきたいと思います。

下村委員長 中井局長。

中井事務局長 今の谷原委員の提案につきまして、議決した内容に整合性のあるものとしてこの趣旨のところを訂正させてもらいたいと思います。

下村委員長 今の局長の話では、今の谷原委員の質問といいますか要望の中で、第1項の一番下の段、地方自治法第100条の規定により調査を行うというところを第98条の第1項も入れるということで、訂正するというごさいますので、これは案でございますので、訂正した分をまた皆さんに配付させていただきたいと思います。

よろしいですね、谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。

下村委員長 ということで、今説明いたしました第98条の第1項を入れるということに皆さん方、ご異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

下村委員長 それでは、また事務局の方で作成していただきまして、皆さんに配付させていただきます。

ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

下村委員長 それでは、ご異議がないということで、ただいま説明願いました内容に基づいて本委員会を進めてまいります。訂正分はまた、今言いましたように、皆さんに配付させていただくということにいたします。

次に、調査案件（2）その他についてであります、何かございせんか。

西川委員。

西川委員 この旧町時代の未処理金についての案、今、より正確にということ、谷原委員がおっしゃっていただいた、またつけ加えてやっていただく、これは協議会でいろいろと議員の方がやられた結果でございますので、これはこれで僕もこれでいいんじゃないかとは思いますが、聞くところによりますと、未処理金のお金がどういう性格のお金かわからないのに管理するというふうな意味合いがあるのかどうか知りませんが、葛城市の会計、歳計外の方へもう既に移っていると。これは、本来は委員会でそのことを確かめて、委員会がどういう管理の仕方をするかというのが決まってからそうするのが当たり前なのに、もう既に歳計外へ移っているというふうなことをやられると、委員会そのものも議会そのものも軽視されているのではないかなと、こういうふうに思いますし、もう移ってしまっているのはしょうがないけれども、委員長にお願いしたいんですけども、早急にここに上げられている資料の提供とか、関係者の参考人、証人を決めていったり、資料提出をしたりというふうなことを決める協議会を早々に立ち上げてもらわないと、こういうことがあると、委員会でちゃんと調査していろいろ決めていくことが前もってそういうふうなことになってくると、委員会として立ち上げてやっているのに、委員会そのものが余りにも軽視されていくようなことになりかねませんので、事務局としては大変お忙しいとは思いますが、早いこと協議会を開催し、次の委員会の日程等も早急にご検討いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願います。

下村委員長 それは委員長、副委員長も早急に協議会を開かなければならないということは話をしておりますので、いろんな日程等を事務局と相談いたしまして、早急にこの委員会の協議会を開催するというので考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

谷原委員。

谷原委員 何のための協議会かちょっとよくわからなかったもので、その性格だけはっきりしてください。日程のことをやるのか、それとも歳計外にこのお金が移ったことについて協議会でやるのか。私たちは百条委員会という形で、ここに調査項目ということで3件ほど上げられている、その3件で上げられたことについてやるのがこの百条委員会であって、歳計外のことについて、移ったことがそれにかわるのかどうかについてはこの場できちっと議論するなりして、オープンな形でやっていただきたいと思います。だから、なぜ協議会をやるのか、その協議会の性格をきちっとしないと、歳計外に入ったことが問題だというのであればこの場でそのことについてきちっと議論して、そして歳計外が問題であれば何らかの処置をとるというふうにししないと、それはこの百条委員会のそもそもの調査項目、ここから外れていくことになる。その外れたことを何か特別委員会の協議会でやっていくというのは、これは非常にわかりにくい。今、西川委員が表で歳計外にこのお金が入っているということであれば、それについてどうかということ、それはちゃんと議論せなあかんと思いますけど、それをやる協議会をやるのかということも含めて、ここで確認していただきたい。どういう協議会なのか、今ちょっと2つ言われたので。日程のことと、それから歳計外の問題と、歳計外にこの通帳が入ったということについて、それをちょっとはっきりさせてください。

下村委員長 私の思っているのは、まず日程を決めて、協議会を開催すると。協議会の中で皆さん方のご意見もありましょうし、その協議会でいろいろご意見を拝聴しようと思うんですけれども、まだきょう初めての委員会なので、私も余り先々のことまではちょっと考えていませんけれども、皆さん方と相談しながら進めていきたいというのが、まず、日程は決まっていますけれども、協議会でそういう話をしたいと思うんですけれども。

谷原委員。

谷原委員 日程のことでということであれば、それは当然協議会でやっていけばいいと思うんですけれど、今、西川委員がここで歳計外に、本来ここでやるべきものがそういうふうになっているという問題提起がありましたから、これについては何らかの形でこの委員会として、問題提起があったわけだから、それについて問題だということであれば委員会としてどうするのかということきはきちっと決着していかないとあかんと思いますよ、私は。

下村委員長 西川委員。

西川委員 ご心配をいただいていますけれども、そういうふうなことがあるかもわからない、いろんなことであるかもわからないから、今、委員長がおっしゃったように、それも含めて僕の趣旨としては、そういうふうなことも含めて、それだけを取り上げて協議会をやっていくというわけではなしに、そういうふうなことが起こり得るから、早いこと協議会でどういうことについて審査、調査していかないかということを決めてほしいと、早いことやってほしいということが第一の趣旨でございますので。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 今、オープンになった場で、歳計外にこの未処理金が入っていると、そのことに対する問題提起があったわけです。それをなぜ旧町時代における未処理金調査特別委員会の協議会でやらなあかんのかと。この場で出た問題なので、市民の皆さんも見ていることやから、1億7,000万円余りのお金が、これはある方が預かっていたものが、今は葛城市が歳計外で預かっているというふう聞いたというふうにおっしゃったから、それは私は知りませんよ、事実かどうか。でも、聞いたという話でここへ持ち込まれた。そしたらここで、このことも含めてきちっとこの場で解決していかないと、市民の皆さんは見ているわけだから。協議会で、これはネットにも中継されないと、そこで何か結論がぽんと出てくると。その議論の過程について市民にオープンにすべきじゃないですか。だからそういう意味で、今ここで歳計外に入ってきたと西川委員が持ち出された。聞いた話だということだから、本当かどうかわかりませんよ。聞いた話が本当じゃなければ、これはまたきちっとした形で委員会に取り上げてもらおうというふうにしないと、この調査の、本来の委員会のあり方からずれていくことになりますから。だからその点については、私としては、今この場で出ましたから、この問題についてきちっと決着をつけていただきたいと思います。

下村委員長 吉村委員。

吉村始委員 今の話なんですけれども、本委員会に調査項目というのが上がってしまっていて、この1番から3番まで順序というものがございまして、このことについて話し合いをするということで百条委員会をするということですので、今のご意見を伺ってしまっていて、やはりそれからちよ

つとずれるということ、今出てきたことについてはやはり私も、この場で話をすると。やっぱりこの調査項目で、前の協議会できちっと順番については決めたわけですから、それのとおりにやるというふうにしなければいけないと、私もそのように思います。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 前にこの3つを決めたと言っておりますけど、1番、2番、3番、時間配分それぞれに決めたんじゃないで、1、2、3を調査項目にすると。その中で今、未処理金の話もどこのよということは3番に出ているわけや。それで、これだけをきょう改めて話が出たよというよりも、全体をどのように調査するかという形の中でいけば、それを協議会で諮っていこうということや。それで、逆に、その辺の順番を間違えたら全体の調査をしにくくするということも含めて、委員長も先ほどから協議会の方で、その全体のバランス、また組み立てをあわせて協議しようかという話をしているわけです。ほな、今出たよって、それについて解決しないといけないという形で、そういう形ばかりやっていったら、全体を百条委員会としての調査の責任を果たしかねるというふうなことで、協議会の中で話し合いをした中で、それで、そこにおまけに、今出てきたやつや。例えば、言ってみたら、西川委員がおっしゃった、お金がもう市当局に入っているのかどうかということも含めた、ここで協議するよりも再度その旨、それを調べるためには、本当に入っているかどうかということをして理事者側に参考人なり証人なり来てもらった中で答え出さないといけない話。ほな、きょうすぐ決められる問題かどうかということも含めて協議会で協議しましょうということをして委員長は申されたというふうに解釈しております。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 私が持っている問題意識は、この1億6,000万円のお金が出てきたと、それをある方が預かっていると。

(発言する者あり)

谷原委員 8,000万円ですか。1億8,000万円、出てきたお金について誰かが預かっていると。それについて、これまでの議論の中では、早く百条委員会を開いてやらないと、このお金がどこかへ行くかもわからんと。だから、そのお金をどうするかということもこの百条委員会を立ち上げる中で問題になりました。だからそれを個人の方が引き続き持つのがいいのか、それとも例えば議会が議会としてその通帳を預かるのがいいのか、あるいは市の方が歳計外で預かるのがいいのか、これは大事な問題なわけです。それで、ここに書いてある今後の適正な処理に関してというのは、言ってみればお金の使い道としてこの第3項が上がってきたわけで、それを何かこの第3項にかかわるような問題として、市が今歳計外で預かっているらしいというふうなことで問題にされたから、この第3項のところ今後の適正な処理に関する事項、これがどういうことなのか、つまりきょうから旧町時代における未処理金調査特別委員会を立ち上げるわけですから、その調査については、本委員会の調査項目ということで、議会からちゃんと決められた範囲でやっていくわけですから、その決められた範囲にこの通帳を今どこが預かるかということが今後の適正な処理に関する事項に入っているかどうかなんですよ。これが入っておれば、入っているんだったら、やっぱりきちっと議論せなあかんし、

入っていないんだったら、そもそもそれは問題外だから、ここで議論する必要はないと。入っているんだったら、それは議論せなあかんと。もし、僕は今後の適正な処理のところに入っているんだったら、それはここできちっと議論して、極端に言ったら、議会でもあったわけです、このお金が、個人の方が預かっていることがどうかという議論が。だから早く百条委員会を立ち上げるという議論までしてきたわけだから、それだったら議会のどこかできちっと預かる、あるいは市が歳計外で預かっても僕もいいと思いますよ、それは歳計外で預かるんだったら預かってもいい。それがあかんのやったら議会が預かる。だからどういうふうな形で今このお金をどうするかということはこの3項のところに入っているのかということだけ決めていただいて、入っていなかったら、これはもう別問題だと思います。またこれは別のところで話をしたらいいことであって。だからそこをちょっときちっとやってほしい。委員長の方でちょっと取りまとめてほしいと思います。私が言うのはこの議会に付与されていた権限の中できちっとやっていこうということですから、それについて、私たちが議論してきた中では使い道の方としてやってきたわけで、今ある通帳、お金、これをどうするか、これについて議論はしていないと思うので、そのことをちょっとはっきりしてほしいと思います。

下村委員長 西川委員。

西川委員 入っている、入っていないについては、ここに書いていますよ。管理実態に関する事項やで、未処理金の。そんな、そういうことがあるということは入っている、管理実態をどうなっているかということ議論するのもちろん入っているのと違いますか。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 これは、これまでの議論の中の管理実態というのは、この通帳が一本にまとめられて今日に至るまでの管理の状態、出金の状態、それを調査するというのが管理実態だったと思いますよ。だから、今の管理実態について調査するということは議論には全くなっていなかったと思いますよ、この案が出てくるまでの議論の中で。つまり、ここでいう管理、だから、余り広げて、何でもぶち込んでいくというやり方を今されようとされているから、私は……。

西川委員 そんなんしていませんよ。

谷原委員 いや、だって管理実態ということはそうじゃないですか。管理実態というのは、要は旧町から一本にまとめられた、そのお金が今日までどういうふうに管理されてきたかという、その管理実態でしょう。

西川委員 違いますよ、全然。

谷原委員 いや、そういうことを議論してきたと私は思いますよ。だからここの中で、今の通帳がどこにあるかというのは大きい問題だから、どうするかというのも大きい問題だから、それを含めた調査をするんだったら、これは当然何で預かったんやということが問題になりますやん。だから、そういうことなのか、だけど私が言う、ここにある旧町の今後の適正な処理についてというのは、これまでの百条委員会を立ち上げる議論の中では、つまり今後お金がどういう形で発生したかを明らかにして、その性格のもとにそれをどう使っていくかということが初めて議論できると。だから順番としても発生、どういうお金なのかという性格をまず

明らかにして、そしてそのもとでこれをきちっとどう使うかということが明らかになるんだからということで、吉村委員が言われたように最初にまず1をやって、そしてその間、2をやって、そして3をやりたいということでは私は議論が進んできたと思いますので。これは大事なことですよ、目的をきちっとするというのは、性格をきちっとするのは。何でもかんでも議論を途中でゆがめていくのはよくないと思うので。

西川委員 ゆがめていませんよ。

谷原委員 いや、それはこれまでの流れの中ではそういうふうに私は認識していますので、それは明確にした上で議論をしていくべきだと私は思います。

下村委員長 吉村委員。

吉村始委員 もちろんこの全体をというふうなことをおっしゃるのはわかるんですけども、このいわゆる現在の管理実態、例えば歳計外に入れたという話が今出てきまして、これが適切かどうかというものを、これを判断するためには、このお金の性質というか、例えば、これは公金ですか、そうじゃないんですか、こういうことをまだ今、何も明らかになっていない状態で、これを判断しようがないですよ。だから、やっぱり1番から2番、3番というふうに、これはこの順番しかないと思うし、今、例えば、恐らく市が管理しているというか、言ったら、そのお金がより確かなところがとりあえず預かっている、あるいはこの前預かっていらした本人がもう預かるのしんどいみたいなことをおっしゃっていましたので。だからそれもあって……。

下村委員長 ちょっと待ってください。いやいや、お金のことは、私、委員長として思うのは、今後協議会で諮っていきたくて私は思っているわけですよ。余りそのことをずっと奥深くいくと、書類も何もないんですよ、耳で聞いたことを言うておられるだけで。そういうことも皆さんに配慮をいただいて。

吉村始委員 それなら、私はその順番に、やはりまずお金の性格を明らかにして、その上での議論だと。これはそうしないと議論そのものが成り立たないというのが私の意見でございます。

下村委員長 それを今この委員会でやれということですか。

村始委員 いや、この委員会でやれというか、いや、この委員会でやれということはまだ何も言っていないです。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 僕が言うのは、西川委員が持ち出されたから言っているんですよ。その他のところで、今このお金の管理がどないなっているんやと、こういうふうに聞いているけどということで、ここへ3のところにかかわることを持ち出されたから、だからここで性格をきちっとしないとだめでしょうということを言っているんです。そのことも含めたことでここで扱うんですかと。それを協議会でと言いはったから、それだったらこの場でもうちょっときちっと議論した方がいいということでやっているわけで、西川委員。だから、西川委員がそのことを持ち出されたことでの議論を今やっているというふうにご理解いただきたいと思います。

下村委員長 増田委員。

増田委員 私、聞かせていただいて、この調査項目1、2、3とございますけれども、発生経緯に関

する事項から入っていくという手順になるかと思えます。これ、発生経緯に関する事項を調査する一番最初のスタートというのは、現在どこにあるかというところからさかのぼって調査するのかなというふうに、私、この会議が始まるまではそういうふうに認識をしておりました。先ほど、西川委員の方からお話があったように、あれ、あそこにあったはずなのに、そこへ行ったのかと。ほな、また戻って、今あるところからスタートせなあかんと。これ、先ほど早く協議会を開いてというのは、動くたびに原点、今どこにあるのかというところからの調査がどんどん動くと、その都度現在ある場所からの調査になるので、早く調査をして、現時点どこにあってどういう経緯でここへ来たんやと、その前はどこやというふうな調査がこの(1)になるのかなと。それを早くしないとそういうことになってくると、さきの金融機関にあったはずがもう動いているから、動かないうちに早く調査日程を決めてほしいというのが、早く協議会をしてほしいという趣旨であろうかなと私は解釈しているので、そういう意味では日程調整、委員長には非常にご苦勞をおかけしますが、早急な日程調整をしていただいて、現時点からの調査のスタートを切っていただけたらと、こういうふうに思っています。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 僕も全く増田委員と同じことを言おうとしたんですけども、これはやっぱり今、1番の発生経緯に関する事項、これは順番的にそうなるんですけど、いきなり発生するところを調べるのはもうほぼ不可能なので、こっちから向こうを追っていったときに、今どこにある、ここにあったお金がこうなった、そういうのをやめるためにも西川委員は早くそういうことをかっちりしなければならぬという趣旨で言われたように聞こえたんですけど、ちょっと谷原委員と吉村委員と意見が違ふんですけども。僕は早くしなければ発生経緯がややこしくなるよというふうに捉えましたけど。

以上です。

下村委員長 はい、わかりました。

ほかに。

内野委員。

内野委員 私も今、話を聞かせていただいて、今、市の方に預かっているらしいという、そういうような発言を聞かせていただいて、そういうふうなことも含めて協議会でいろいろと聞かせていただく中で、百条委員会においては順序立ててやっぱりやっていかないといけない。でも、私も今初めて市の方で預かっている、ここで最後見せていただいたのは、通帳にある部分を私は確認させていただきました。私はそれがずっとそこへあるものだと思っていましたが、先ほども、市の方で預かっているということを、やっぱりきちっと本当にそこが預かっているのかどうかということは聞かせていただいた上で、順序立てて、順番にやっていくのが妥当じゃないかなと、そのように思いますので、協議会で、まずそのところから、私は聞かせていただきたいなと思えます。

下村委員長 はい、わかりました。協議会で発生経緯というか、また今現在の……。

西井副委員長 聞いているやん、私らは。

下村委員長 いや、聞いてるけども、何ら証拠ないやろう。

西井副委員長 直接に市長に面談させてもらって、今、西川委員がおっしゃったところに入れているよということは、もう聞いてます。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 委員会で調査するまでに、そのようなことを新聞報道とかで聞いて、たしか、5日かな、2月5日付か何かで振り込みがあったというふうに確認させてもらったと。これはちょっと市長、先走りと違うのかなということで、正副委員長でちょっと問題提起として抗議しに行かせてもらったという経緯はございます。その確認だけは一応、口頭ではございますが、振り込みで入ったということで聞いております。新聞とか報道機関でそのお金、1億8,000万円余りのお金は市の歳計外で保全のため預かったというふうな答弁で聞かせてもらっていますが。

だから、あと、報道で聞いて、我々正副委員長としてはずっと調査していかないといけないのに、そんな話を一切、臨時会のあった19日まで日にちがあるけれども聞かせてもらっていないということも含めて、余りにもおかしいのと違うかということで抗議を兼ねて市長のところに行きました。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 今、正式に初めて委員会としてご報告を受けたように思います。だから、それはそれとして、確かにそのとおりされたということで、お金が入ったということも確認されたようですので、それでよくわかりました。

私が今ずっと言っているのは、この旧町時代における調査特別委員会の調査の事項、項目と、それから調査の権限と、きょうは最初ですから、それをちゃんとしましょうということだという会議だと認識しているわけです。だから第100条のことに第98条のことを、これは本会議でこうなっていますよということを申し上げました。今、非常に大事なところは、これから調査をやっていくに当たって、先ほどあるように、まず発生のことからきちっと、調査をやっていく最初の段階でこのお金が今こっちへ移ったことを問題に、この旧町時代における未処理金調査特別委員会でされるんですかということのを僕は聞いているわけです。だから、そのことも含めて協議会で議論するんですかというふうに聞いたら、いや、日付のことでやりますというふうなことだったので、それはわかりにくいから、だからこのことも含めてこの旧町時代における未処理金調査特別委員会の中で、お金が動いたことについても、ここに書いてある3の未処理金の今後の適正な処理に関する事項の中に入れてやっていくのかということを行っているんです。だから、このお金が動いたこと自体については別のところでやるということだってあり得るわけです、これを問題に取り上げて。それをこの百条委員会でやるんですかと、そこに入っているんですかということを確認してほしいということを僕は繰り返しているわけで、お金が動いたことについては別の判断を僕は持っていますけども、いい悪い含めてどうかということはあると思うけども、その議論はおいておいて、それは別のところでもできるんじゃないか、それをここでやるのかということのを僕は聞いているんです。

下村委員長 それは、私の判断では調査項目に入っているという判断をしております。今後、協議会でそういうことも含めて協議をしていきたいと思っております。

ほかにございませんか。

西井副委員長。

西井副委員長 私、先ほども申し上げましたが、本委員会の調査項目の1、2、3については、1個ずつじゃなく、それを総合的に調査していかねばならないということで進めてまいるべきやとは思っております。

下村委員長 調査項目の1項、2項、3項を順番にやっていったとしても関連性がございますので、どうしても1項の話をしていても2項の話が出てくる可能性は大いにありますので、そここのところは臨機応変といいますか、いきたいと思っております。

西井副委員長。

西井副委員長 全体的な調査の趣旨を全うするためには、先ほどおっしゃっているけど、組み立てを全部解明するためにいろんなところから組み立てねばならんし、下から順番に決めていかなかったら、最終的には未処理金の発生も含めて、それがいいか悪いかも含めて、当委員会でやっぱり慎重にしてきちっとした報告を出すためには、やはり関連としての調べ方ということで、やっぱりその辺ではご理解願って進めていかなければ。責任を全うすると。本会議でも百条委員会でも、今申し上げましたように、弁護士費用、また速記者を雇ったら速記者費用、それを有効な、市民が得心してもらえるような答えを出すためには、やはり真剣に、順番を踏み外すことなく調査をしていかなければ、その費用、使った費用を何かどぶにほかさはったんかいと言われるようなことがないようにということも含めて努力したいと思っておりますので、どうかその辺の趣旨をご理解願って、よろしくお願いいたします。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 何度も発言して申しわけないですけど、僕も真剣にこれはしっかり調査しなければいけないという思いは強いので、そういう思いでちょっときょうは何かしつこく発言しておりますけれども、お許しいただきたいと思っておりますが、私は、やっぱり市民の皆様の関心としては、何でこんな大きいお金が生まれたんやと、一体何に使っていたんやと、そこをきちっと、早く解明していく必要が僕はあると思っております。それが、今ちょっとお金を預かったことの方のことになっていったので、やっぱりそれはそれとして、今、委員長がこの問題も含めて取り上げて、協議会でその扱いも含めてやっていまいしょうということだから、それは尊重申し上げますけれども、やっぱり大筋として、この発生のところはどうなのかということに早く踏み込んでやっていくということを、本当にこれをまず重点にやっていただくと。このお金の移動については後から出てきた問題ですよね、極端に言えば。つまり、この百条委員会をやるときは、やっぱり何でこんなお金があるんやというところから始まって、そこから立ち上げてきているわけですから、まずそこへしっかりとテンポよくやっていただけたらと思っております。

以上です。

下村委員長 ありがとうございます。

吉村議長。

吉村議長 全体を聞かせていただいて、今の順番ですけれども、全体で順番じゃないという話も出ていましたけれども、ただ、1点だけ、原資は何かということによって、この会議全体に影響してきますので、もともと原資は何かということから始めるべきだというふうには私と思っていますので。ほかにいろんな部分がかかわるのはわかりますけれども、そこだけは最初にすべきだというふうに思います。

下村委員長 増田委員。

増田委員 私もそう思います。というのは、これは先ほど西井副委員長がおっしゃっているように、実態がその都度絡んでくるかと思っています。それをやってしまうとルーツまでたどり着かないのかなど。まず、一番もとまでずっと上がっていくという発生経路を調べるべきかなど。それで、その後に、ここで生まれたのかと、多分、一番原点まで行けるかどうかというのは非常に歴史的な問題があるかと思うんですけれども。その次に、そしたらその経緯の中で適正な管理をされているのかというふうな手順になるのかなど。それが1、2、3と並んでいるのかなど、私はそういうふうに解釈したし、それの方が調査としてはやりやすいのかなというふうに感じております。

下村委員長 西川委員。

西川委員 皆さんがおっしゃっているように、このことの原因も含め、何でこんなことになったかという、こういうふうな未処理金が発生したかというふうなことを調べる、調査するためにこの3つの項目があるわけで、どんなものでも歴史そのものは今現在から、どこから入ったってその歴史のあり方というのは現在の方へ行こうが過去へ行こうがどこから入ったって調べられるわけだから、はっきり言ってその原資をどういう形で発生したかというのをどの角度から調査に入ったらそこにたどり着くかということなので、だから、委員長がおっしゃるように、全部関連をしてくるわけだから、その原資を追及しようとしたら、今言ったように、今何でそんなふうな管理、どこへ移っていたんやとかというふうな管理実態の話にも入るし、何でAという初めの銀行がどうやったんやと、管理実態はどうやったんやと、ほなこれはどうや、ほな何でそうなったんやと、そういうふうなことが絡んでくるから、双方に絡んでくるから、どこから入っても、それはもちろん原資そのものの性格がはっきりせんと、はっきりどこの誰のお金かということにはっきりしないわけだから。それは当たり前のことだと思っていますので、どこから入っていったってその方へたどり着くのに一番いい方法はどうかということを委員長もおっしゃっていると思いますので、僕はそういうふうに思います。もともと原資、原資と言っていったところで、どこまでいけるかわからないんだから、だから、どこから入っていかうといいと思いますよ、これは。

下村委員長 皆さん方のご意見はいろいろありまして、私が思うのは、この調査項目の1、2、3番を基本的には1からやっていって、今、西川委員も私も思っているように、関連性がどうしても出てきますので、1番の審議をしている中で2番の方にぐっと移ってくる場合もあると思いますけれども、それはちょっともう委員長、副委員長に任せていただいて、そこから先は後でこれをちょっと審議しますからというような形で持っていきたいと思っていますので、

まず、基本は1、2、3の順番でいくということで、関連性は何もこちらに任せてもらって、ある程度はそれは出てきますから、これは、そういうことをご理解を願いたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 そしたら、今言いましたように、調査項目については基本的に1番、2番、3番の順番で進めてまいりたいと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 そしたら、ご意見ないようですので、ここで委員外議員の発言の申し出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

これをもって旧町時代における未処理金調査特別委員会第1回目の委員会を閉会いたしたいと思います。短時間ではございますけども、さまざまなご意見を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。この委員会についてはこれからでございますので、また協議会も何度となく開催されることと思っておりますけれども、今後とも市民の皆さん方にご理解をいただけるような開催をしたいと思っておりますので、それと、早急に協議会を開催するという事で、ちょっと事務局の方とも検討してまいりたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

閉 会 午前10時25分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長

下 村 正 樹